



あけまして
おめでとうございます。

区長 酒井直人



2024年の干支は、^{きのえたつ}甲辰。「物事が成長、発展し、形を成す、将来の大望をかなえるための準備が整う年」とも言われています。

昨年、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが「5類」に移行され、新たな局面を迎えたものの、ウクライナ危機を発端とした物価の急激な高騰は依然として続いています。

こうした社会不安から、区民のみなさんが安心して生活できる環境を取り戻すのは喫緊の課題であるため、区民生活に基軸を置いたサービスを展開するとともに、必要な物価高騰対策を講じてまいります。

そして、区の基本計画を推進するため、計画後期に当たる2023年度から2025年度までの取り組みを具体化した中野区実施計画を策定します。三つの重点プロジェクトである、子育て先進区の実現、地域包括ケア体制の実現、活力ある持続可能なまちの実現に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

本年5月初旬、いよいよ約50年ぶりに中野区役所が新庁舎へ移転します。区民のみなさんに対する

サービスや職員の働き方も大きな転換期を迎えることとなります。

新庁舎移転を契機として、区民のみなさんの利便性を向上するため、来庁者が手続きを行う場合、四つのない(迷わない、待たない、動かない、書かない)と二つのレス(キャッシュレス、タッチレス)により、速やかに、かつスムーズに手続きを済ませることができる窓口を実現していく考えです。

また、新庁舎1階は、地域活動を始め文化・芸術などの情報発信機能を備えた、区民のみなさんが共創する場としての活用を図っていきます。

「つながる はじまる なかの」のまちの実現に向けて、これからも区民のみなさんとの対話を基本として、区政運営に全力を尽くしてまいります。

本年も、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



なかの
いいとこ
自慢

もうすぐ見頃を迎えます
哲学堂公園の梅林

哲学堂公園(松が丘1-34-28)
☎(3951)2515 FAX(3951)2280

10種類約50本の梅の木が園内を彩ります。最盛期は例年2月上旬ですが、種類によって咲く時期が異なるので、長期間楽しめます。
開園時間 2月29日まで=午前9時~午後5時、3月1日~6月30日=午前8時~午後6時
☆詳しくは、公園HPをご覧ください



中野区議会 第1回定例会 2月9日(金)~3月21日(木)

区議会事務局/3階
☎(3228)5585 FAX(3228)5693

会議日程
本会議=2月9日・14日~16日、3月7日・21日
予算特別委員会=2月16日・20日・22日・26日~28日、3月6日
予算特別委員会分科会=2月29日、3月1日・4日
常任委員会=3月11日~13日
特別委員会=3月14日・15日・18日
☆どなたでも傍聴できます。日程は、変わることがあります
開会 午後1時から。ただし、2月22日・26日~28日の予算特別委員会は、午前10時に開会

一般質問放送日時(J:COMチャンネル)
☆区内のみ視聴可
2月24日(土)・25日(日)、3月2日(土)・3日(日)=午後5時~7時45分
2月26日(月)・28日(水)、3月1日(金)=午後6時~7時30分
☆放送についての問い合わせは、J:COM東京☎0120(914)000へ(午前9時~午後6時)

20歳になったら 国民年金に加入を

国民年金係/1階
☎(3228)5514 FAX(3228)5654

国民年金は、病気やけがで障害が残った時、老後や家族の働き手がなくなった時などに、働いている世代のみなさんで暮らしを支えあうための制度です。

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することが法律で義務付けられています。

住民基本台帳情報で20歳になったことが確認できた方には、誕生日の約2週間後にお知らせが届きます。資格取得の届け出は不要です。

☆収入が一定基準以下の場合、保険料の「学生納付特例制度」または「免除・納付猶予制度」を利用できます。手続きなどについて詳しくは、国民年金係へ問い合わせを

7月1日から 施設使用料を改定します

区は、昨年10月に策定した「施設使用料の見直し方針」に基づき、施設使用料を見直しました。下表以外の施設の使用料などについて詳しくは、区HPをご覧ください。

資産管理活用係/6階
☎(3228)8814
FAX(3228)5651



使用料を改定する主な施設と使用料

スポーツ施設		7月1日からの使用料
①産業振興センター	体育室、小体育室(120円) ☆個人で使用する場合	200円
②総合体育館	メインアリーナ(20,100円) ☆土・日・祝日の午前9時~11時に全面を使用する場合	14,300円
③上高田・哲学堂運動施設	野球場(2,000円) ☆1面1回2時間以内	1,800円
	庭球場(600円) ☆1面1回1時間以内	500円
	弓道場(6,100円) ☆午前9時~午後0時30分に団体で使用する場合	5,500円

文化施設・集会室等		7月1日からの使用料
④もみじ山文化センター	大ホール(89,800円) ☆平日・土曜日の午前に入場料を徴収しない場合	85,600円
区民活動センター	300円以上の区分で改定	100円~700円減額
高齢者会館	500円以上の区分で改定	100円~200円減額
すこやか福祉センター	全ての区分で改定	100円~400円減額
⑤軽井沢少年自然の家	1泊料金(2,300円) ☆大人	2,900円

☆利用する方法、曜日・時間帯により、金額が異なる場合があります

◎スポーツ施設の使用料を軽減
「7月1日からの使用料」は軽減策適用後の金額です。

◎指定管理者施設の料金
①~⑤の指定管理者による管理施設は、区が定めた使用料の範囲内で指定管理者と区が協議の上、料金を設定。そのため、上表とは金額が異なる場合があります。